

(案)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設 (汚泥の脱水施設)	大阪府大阪市 住之江区 平林南二丁目 4番10、4番 22、4番26 及び4番37	4547.88 m ²	処理能力（1日あたり） 脱水施設 324 m ³

理 由

汚泥の脱水施設であり、産業廃棄物の減量化を図るとともに、資源として再利用し、循環型社会の形成に寄与するため、建築基準法第51条のただし書の規定により、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について許可しようとするものである。